

## 「中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定」の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

### 1 概要

川崎市では、建築基準法第7条の3第1項第二号に基づき、建築物の工事中に検査が必要となる工程について、「中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定」を告示により指定している。

今回、建築基準法の一部改正に伴い、「中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定」の一部を改正することについて、意見を募集するため、パブリックコメントを実施する。

### 2 告示の一部改正の理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による「建築基準法」の一部改正（令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行）により、構造審査等を必要とする建築物の規模が引き下げられたことに伴い、川崎市告示「中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定」の一部改正を行う。

### 3 建築基準法の改正内容

建築主は建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準法関係規定に適合するものであることについて、あらかじめ建築主事又は指定確認検査機関による確認審査を受け、確認済証の交付を受けなければならないが、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は、構造関係規定等の一部の規定が確認審査の対象外となる特例制度（以下「審査省略制度」という。）が設けられている。

省エネ化に伴い重量化している建築物の構造安全性の担保等を目的として、木造建築物における審査省略制度の対象を、【階数2階以下かつ延べ面積500㎡以下】から【平屋かつ延べ面積200㎡以下】とする法改正が行われた。

改正前				改正後			
階数3以上				階数3以上			
2	一部審査省略	一部審査省略		2			
1	一部審査省略	一部審査省略		1	一部審査省略		
	200㎡	500㎡	延べ面積		200㎡	500㎡	延べ面積

図1 審査省略制度の変更(木造建築物)

#### 4 中間検査制度について

建築基準法では、建築物の構造安全性の担保等を目的として、建築物の完了時における検査だけでなく、建築物の施工中に検査を実施する中間検査制度が規定されている。また、検査の対象となる建築物や検査を受ける時期については、特定行政庁（川崎市）がその地方における建築物の建築動向等の事情を勘案して、告示をもって指定することができる。

川崎市では、平成12年4月より告示の指定を行っており、「不特定多数の人が利用する建築物」や「一定規模以上の木造住宅」等を対象に中間検査を行うこととした。その後、法改正や市民ニーズ、他都市の動向等を踏まえ、平成12年から平成23年までに4回改正を行い、現在に至る。

#### 5 改正の内容(中間検査対象となる一戸建ての住宅等の規模の引下げ)

現在、木造の一戸建ての住宅等については、階数が3以上又は延べ床面積が100㎡を超えるものを中間検査の対象としている。今回の法改正に伴い、審査省略制度の対象外となった、2階建ての一戸建ての住宅等について、中間検査の対象とする。また、一戸建ての住宅等における構造強度に関する規定としては、地震や台風等に対して問題がないよう、必要な壁量を確保するための壁量計算の規定があり、床面積が50㎡を超えた建築物が対象となる。今回の法改正の目的等を考慮し、壁量計算の検討が必要となる50㎡を超えた一戸建ての住宅等について、中間検査の対象とする。

	建築物の用途	規模	構造
改正前	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が <u>3以上</u> 又は床面積の合計が <u>100平方メートル</u> を超える	主要な構造形式が木造(丸太組構法を除く。)
			
改正後	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が <u>2以上</u> 又は床面積の合計が <u>50平方メートル</u> を超える	主要な構造形式が木造(丸太組構法を除く。)

図2 中間検査の見直し(一戸建ての住宅等)

#### 6 今後のスケジュールについて

令和6年5月28日	まちづくり委員会(パブリックコメント実施報告)
令和6年6月3日から7月5日まで	パブリックコメント
令和6年8月	まちづくり委員会(予定)(パブリックコメント実施結果報告)
令和6年9月	一部改正告示の公布(予定)
令和7年4月	一部改正告示の施行(予定)